［項を削る。］

（処遇の一般原則）

第四条　被保護者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するほか、次に掲げる事項に留意して個別的又は集団的に処遇しなければならない。

一　法第四十九条の二第二号に規定する処遇の計画（以下「処遇計画」という。）に従って、被保護者に最もふさわしい方法を用いて生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助等を行うことにより、自律及び協調の精神を会得させ、その他健全な社会生活に適応するために必要な態度、習慣及び能力を養わせること。

［二～五　略］

２　［略］

（食事）

第九条　［略］

２　［略］

３　更生保護施設内で宿泊場所の供与に併せて給与する食事は、一週間ごとにその献立の予定を立て、予定表を食堂その他の適当な場所に掲示しなければならない。

（清潔の保持）

第十条　被保護者に宿泊場所を供与するときは、身体及び生活環境を清潔に保持するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

［一～五　略］

（被保護者の安全への配慮）

第十一条の二　被保護者の処遇に当たっては、その安全への配慮に努めなければならない。

（集会室及びレクリエーションの設備）

第二十三条　［略］

［項を削る。］

３　この規則において「被保護者」とは、法第二条第五項に規定する被保護者をいう。

（処遇の一般原則）

第四条　被保護者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するほか、次に掲げる事項に留意して個別的又は集団的に処遇しなければならない。

一　法第四十九条の二第二号に規定する処遇の計画（以下「処遇計画」という。）に従って、被保護者に最もふさわしい方法を用いて生活指導等を行うことにより、自律及び協調の精神を会得させ、その他健全な社会生活に適応するために必要な態度、習慣及び能力を養わせること。

［二～五　同上］

２　［同上］

（食事）

第九条　［同上］

２　［同上］

３　更生保護施設内で給与する食事は、一週間ごとにその献立の予定を立て、予定表を食堂その他の適当な場所に掲示しなければならない。

（清潔の保持）

第十条　被保護者の身体及び生活環境を清潔に保持するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

［一～五　同上］

［条を加える。］

（地域交流室）

第二十三条の二　更生保護施設には、被保護者の処遇に関する地域住民との交流、関係団体との協議等を行うための地域交流室を設けなければならない。ただし、前条に定める集会室を使用することをもって足りる場合は、この限りではない。

（宿直室又は職員宿舎の設置）

第二十四条　更生保護施設には、通常の勤務時間外における被保護者の保護等の業務に従事する職員のための宿直室又は職員宿舎を設けなければならない。

［項を削る。］

（施設の安全）

第二十五条　［略］

２　更生保護施設には、消火用具及び災害用備蓄用品を備え、いつでも使用できるように配置しておかなければならない。

［条を加える。］

（宿直室及び職員宿舎の設置）

第二十四条　更生保護施設には、通常の勤務時間外における被保護者の保護等の業務に従事する職員のための宿直室を設けなければならない。

２　更生保護施設には、緊急の場合に前項の業務に従事するためにその施設内に居住しなければならない職員の宿舎を設けなければならない。

（施設の安全）

第二十五条　［同上］

２　更生保護施設には、消火用具を備え、いつでも使用できるように配置しておかなければならない。

（集会室及びレクリエーションの設備）

第二十三条　［同上］

２　前項に定める集会室は、被保護者と地域住民との交流のために使用することができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に事業の用に供されている更生保護施設については、第二十三条の二本文の規定にかかわらず、当分の間、地域交流室を設けないことができる。

○法務省令第四十四号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第六十四条の規定に基づき、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十日

法務大臣　小泉　龍司